

TEENS川崎 ご利用料金の内訳について

ご利用料金（サービス提供に要した費用）は、以下のように算定させていただきます。下記の合計単位に川崎市の地域区分単位10.96（二級地）を乗じた額が総費用となります。毎月のご請求額は、お住まいの区市町村が定める「利用者負担上限月額」とサービスに要した総費用の「割負担額」とを比較して、低い方の額となります。

	算定項目名	項目の内容	単位数
①	放課後等デイサービス 児童発達支援 基本給付費	一日あたりの利用料は、この基本単位に ②～⑤の各加算単位が加えられます。	〈放課後等デイサービス〉 平日：一日につき 612単位 休日：一日につき 730単位 （長期学校休業日含む） 〈児童発達支援〉 一日につき 706単位 （平日・休日・長期学校休業日含む）
②	児童指導員等配置加算	児童指導員資格を取得している者が配置されている場合に加算されます。	平日：一日につき 9単位 休日：一日につき 12単位
③	児童指導員等加配加算 （理学療法士等）	児童指導員等を2名以上配置し基準を上回る配置をしている場合に加算されます。	一日につき 209単位
④	欠席時対応加算 （該当者のみ）	利用が予定されていた日に、体調不良やその他のご事情で当日急な欠席をされた場合、それに伴って連絡調整（電話やメール）させていただいた場合に加算されます。	一日につき 94単位 （月4回まで）
⑤	福祉・介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する職員の処遇改善等を図っている場合に加算されます。	一ヶ月につき 基本単位＋加算単位の1000分の81に相当する単位
⑥	利用者負担上限額管理加算 （該当者のみ）	複数の放課後等デイサービスを利用されている場合に、保護者からの依頼により、通所利用者負担額合計額の管理を行った際に加算されます。	一ヶ月につき 150単位

※その他、事業所内相談及び、家庭内連携や関係機関連携等が生じた場合は別途加算が生じる場合があります。
また、イベント時の飲食代や施設の入場料などを実費負担とさせていただく場合がございます。その際は、事前にお知らせいたします。